

「おやこふらっとひろば東灘」運営業務委託事業者応募要領

1 案件名称

「おやこふらっとひろば東灘」運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

子育て中の親子が気軽に集い、語り、くつろげ、子育て相談や情報提供ができる室内スペースであり、区役所の機能の一部として整備された「おやこふらっとひろば」について、民間事業者の専門性や創意工夫により、市民サービスの向上をはかり、効率的かつ効果的な運営を行う。
なお、施設を利用する際は、利用料は無料とする。

(2) 委託業務内容等

別添仕様書のとおり

(3) 事業規模(契約上限額)

10,600 千円/年度額(非課税)を上限とする。

(4) 契約期間

2026年4月1日～2029年3月31日

(5) 履行場所

東灘区役所 5 階
延床面積 約 120 m²

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則(以下、「規則」という。)の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度の事業終了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、業務着手に必要な場合には、事前に市と協議のうえ、委託料の 1/2 を限度に、受託者の請求に基づき前金払いにより支払う。委託料の残額についても、必要な場合には、受託者の請求に基づき下半期に前金払いにより支払うものとする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、規則第 24 条第1項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 神戸市内に本店を有する法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む))及び神戸市税(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税)を含む地方税に未納の税額がないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。)でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (8) グループ(JV)による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 2025年12月1日(月) |
| (2) 応募申込期限 | 2025年12月22日(月) |
| (3) 質問受付締切 | 2025年12月23日(火) |
| (4) 質問に対する回答 | 2026年1月13日(火) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 2026年1月23日(金) |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 2026年1月下旬～2月上旬 |
| (7) 選定結果通知 | 2026年2月中旬 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 2026年4月1日(水)(予定) |
| (9) 事業完了 | 2029年3月31日(土) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募登録

本事業に応募される方は、下記の書類を各1部提出すること。

- ① 応募登録申込書
- ② 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書【写し可】
- ③ 国税の納税証明書(その3の3)及び、納税証明書又は滞納がないことの証明(市税)【写し可】
 - ※ ②及び③は発行日より3か月以内のものとする。
 - ※ 令和7年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有する場合、②及び③は提出不要。
 - ※ グループ(JV)による申し込みの場合は、すべての構成員について②及び③の提出が必要。

応募申込期間:2025年12月1日(月)～12月22日(月)17時必着

申込方法:別紙「応募登録申込書」に記載し、東灘区保健福祉課まで、郵送もしくは持参により提出すること。

(2) 質問の受付

受付期間:2025年12月1日(月)～12月23日(火)17時まで

提出方法:別紙「質問書【様式7】」に記載し、東灘区保健福祉課まで E メールにより提出すること。

提出先:2015kempuku@city.kobe.lg.jp

回答:2026年1月13日(火)に回答を市ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

申請者は、次の応募書類を提出すること。

- | | |
|----------|-----|
| ①応募申請書 | 様式1 |
| ②団体概要 | 様式2 |
| ③運営・職員体制 | 様式3 |
| ④提案事項 | 様式4 |
| ⑤収支計画書 | 様式5 |
| ⑥誓約書 | 様式6 |

※グループ(JV)の場合は、別途、代表者の権限や構成員の役割等を記載した「共同企業体協定書」をご提出いただきます。

(4) 受付期間:2025 年 12 月1日(月)～ 2026 年1月 23 日(金)17 時必着

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第 28 号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午もしくは午後1時～午後5時の間

- ① 提出部数:7部(正本1部・副本6部)
別途、PDF データも提出すること。
- ② 提出場所:神戸市東灘区役所保健福祉課(東灘区役所5階 51 番窓口)
住 所:〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5 丁目 2 番 1 号
E メール:2015kempuku@city.kobe.lg.jp

7 選定に関する事項

(1) 審査方法

委託事業者の選定にあたっては、「おやこふらっとひろば東灘運営業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」)で審査し、下記基準により総合的に判断する。

また、応募団体よりプレゼンテーション等の聞き取りを行うものとする。

(2) 審査方法

選 定 基 準		配 点
申請者に関する事項	児童健全育成事業等の実績 ・ 児童福祉施設等の運営実績など	10
運営・事業に関する事項	運営体制 ・ 東灘区の特色に応じた運営等の提案 ・ 安全管理、危機管理体制 ・ 相談、苦情等対応体制 ・ 関係機関との協力体制	20
	職員体制 ・ 施設管理者、職員の実務経験等 ・ 適切な人員配置、確保の見込み ・ 研修等育成体制	20
	運営業務にかかる提案 ・ 事業計画、広報計画 ・ 必須事業の内容 ・ 独自事業、その他子育て支援事業にかかる内容	40
	収支計画 ・ 適正な収支計画	10
	合 計	100

(3) 選定方法

- ①本企画案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ②選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③なお、提案事業者が7者を超える場合は、企画審査会に先立ち書類選考を実施する。

④選考結果については、応募書類の提出者全員に E メールにて通知する。

⑤企画提案会(プレゼンテーション審査)

- ・ 日時 2026 年 1 月下旬～2 月上旬 ※詳細は別途通知する。
- ・ 場所 神戸市東灘区役所
- ・ 内容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション
(プレゼンテーション 15 分程度、質疑応答 7 分程度)

※ 説明は、本業務の責任者またはこれに準ずるものが行うこと。

審査の結果、選定委員会の評価点が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点が6割を下回る場合、また、各項目(「児童健全育成事業等の実績」「運営体制」「職員体制」「運営業務にかかる提案」「収支計画」)のうち、1項目でも0点の評価点となった場合は、委託予定事業者となることはできない。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定基準のうち、運営事業に関する事項「運営体制」の評価点が高い方に決定する。

- ・ 委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案者の趣旨を逸脱しない範囲で内容の協議を行う。
- ・ 委託予定事業者が辞退又は協議が不調になったときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結を行う。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかにすべての参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- ⑦ 本件にかかる予算が成立しない場合、本市は契約を締結しない、あるいは契約を解除することができる。
- ⑧ 本要領に定めのない事項については、協議により定める。また、本要領の定めにより疑義が生じた場合も同様とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5 丁目 2 番 1 号

神戸市東灘区役所 保健福祉部 保健福祉課 管理担当(電話番号 078-841-4131)